# 地域における子育で家庭支援活動の展開

- 児童家庭福祉の新たな推進に向けて -

平成3年5月7日 全国社会福祉協議会 ・児童家庭福祉委員会

はじめに

本委員会は、全社協・児童家庭福祉懇談会の提言「あらたな『児童家庭福祉』の推進をめざして」(平成元年3月18日)で指摘された地域における児童家庭福祉推進の一つである<子育て家庭支援のためのサポートシステム>の具体策について検討してきた。この間、児童・家庭をとりまく情勢が大きく変化し、子育て家庭支援対策への関心が急速に高まった。まずその動向について触れておきたい。

児童家庭福祉対策の重要性については、さきの児童家庭福祉懇談会の提言のあと、総理府・青少年問題審議会が「総合的な青少年対策の実現をめざして」を意見具申(平成元年6月)し、厚生省も同2年1月<これからの家庭と子育てに関する懇談会>提言を発表、総合的な対策の必要性を強調した。また平成元年版「厚生白書」は長寿社会における子どもと家庭、地域の問題をとらえ、21世紀に向けての児童家庭福祉対策の重要性についてアピールした。その後平成元年の人口動態統計が発表され、"1.57ショック"と呼ばれる合計特殊出生率の低下と出生児室数の急激な減少が明らかにされたことによって、子育て家庭支援問題が緊急の課題として急浮上した。

出生率の低下は女性の社会進出,経済自立,高学歴化,晩婚化と深くかかわっており,また出産・育児に対する不安や家計・教育・住宅問題などが子育てを難しくし,他方で核家族化,共働き家庭の増加

により,なかば放置状態におかれる子どもたちが増えている。家庭の養育機能の低下と近隣社会との結びつきの希薄化もまた子どもの健全な成長発達を阻害する要因となりつつあり,その対応策が急がれているのである。国連は平成元年11月「児童の権利に関する条約」を採択し,児童を権利の主体者と認め,生存・発達・成長を保障するため親はもとより社会全体が最善の努力をすることを明記した。その批准が急がれるところだが,子育て家庭支援対策の推進もまたこの理念に沿った大きな課題といえよう。

国はく健やかに子どもを生み育てる環境づくり>のための14省庁による連絡会議を設置し、厚生省はそのための推進会議を設置して政策的なとりくみをはじめた。これら一連の動きを契機に、これからの児童家庭福祉の総合的な推進が図られることを期待したいところである。本委員会は、以上のことを考慮の上、また社会福祉関係8法の改正による市区町村社会福祉協議会の新たな役割を念頭におきながら、これからの地域における<子育て家庭支援サポート・システム>のあり方について、とくに次の三点を重点に検討を行なった。

子育て家庭支援の拠点ともいえる児童福祉施設,とくに保育所を中心に関係施設との連携による支援策について

地域の児童健全育成,家庭相談援助活動を推進

する児童委員(民生委員)の役割とその支援策について

これらを総合的に推進するための拠点としての 市区町村社会福祉協議会の役割とその機能について なお,その体制整備についての関係行政機関等へ の要望事項も加えた。ここにその結果をまとめ提言 としたい。

# I. 児童家庭福祉問題の背景

### 1. 児童・家庭をとりまく環境の特徴

現今の児童・家庭問題に対する関心は,児童福祉のみならず,子育てのなによりの基盤である家庭のあり方に向けられてきている。出生数,出生率が急激に減少,低下しただけでなく,核家族化もすみ,昭和63年時点ですでに全世帯の61%に達した。一世帯の平均家族数も平成2年で2.98人と3人を割り,ますます小規模化している。この傾向はさらにすすむと予測され,家族・家庭機能のあり方にも大きな影響を与えつつある。

次代を担う児童への関心は、これまではどちらかといえば老人福祉問題から派生する課題としてありあげられることが多かった。しかし児童家庭福祉問題はそれ自体大きな問題としてとりくむことの重要性が増しつつあり、個々の児童福祉、障害児福祉対策とともにこれらを包含した家庭福祉施策を推進する必要性が強く求められてきている。このことは一方で「児童が生まれ育つことの意義」すなわち権利の主体である児童を真に尊重することの意義が問われ、また「児童の養育基盤としての家庭、両親が生み育てることの意義」すなわち両親の子育て環境をしっかりと支える社会的支援の意義が問われることに結びついている。

# 2. 児童の権利の保障と「児童最優先」の理念の確認

「児童権利宣言」が採択されてから30年を経た一昨年の11月,国際連合は「児童の権利に関する条約」を総会において満場一致で採択した。この「条約」はさきの「宣言」の意義を今日的に再認識し,各国が児童の権利を保障するために具体的に実践する責任をより明らかにしたものである。

そして昨年の9月,世界71か国の首脳が参加して,

「国連子どものための世界サミツト」が開かれた。ここで「子どもの生存・保護及び発達に関する世界宣言」が採択され、20世紀最後の10年間の行動計画が示されている。この一連の世界的な潮流は、激動する世界、激しく変容する今日の社会・経済動向のなかで児童の生存と発達について一層配慮する必要性を強く訴えているもので、新たな子ども観としての児童の権利の保障と「児童最優先」の理念を確認するものである。

この「条約」制定の主要な意義の第一は,世界的な視野からの児童福祉向上への貢献であり,サミットで採択された「行動計画」の10項目は,開発途上国をはじめとする国々の福祉・保健・衛生・教育向上への宣言でもある。この面でのわが国の貢献がますます期待されている。国際協力面では,とくに東南アジアなど発展途上国における児童家庭福祉活動への支援にわが国としての積極的に努力することが求められている。

第二は,真の人権尊重に基づく児童の権利の再認 識である。児童の生存と発達が脅かされる状況は, 開発途上国だけでなく,高度に工業化された国々に おいて様々に表われており,これまで社会,成人, 両親からの保護を受ける権利の「客体」として受け とめられがちであった児童を,つねに権利の「主体」 としてとらえ直すことが求められている。このこと は家庭,地域,学校での日常生活を見直し,そして なによりもすべての人々のこれまでの<子ども観> を見直し,児童を子どもであることよりも前にまず 一人の人間であるという当然の認識を一層深める契 機となっている。

#### 3. 地域福祉対策としての課題

わが国のみならず都市化ならびに工業化の著しく すすんだ多くの欧米諸国における福祉の近年の動向 は,地方分権的福祉指向,地域福祉指向の傾向が高 まっていることである。

この傾向は、とりわけ私的な性格をもつ家庭・家族に対する福祉・保健サービスに関して制度上の分断や硬直化を避け、きめ細かなニーズへの対応がより行ないやすい特徴を有効に機能させることとなる。行財政改革の一環として昭和61年12月制定の、いわゆる「行革一括法」による機関委任事務から団体事務化への移行は、徐々にではあるが地方自治体

のみならず民間団体の自主的な活動の強化に結びつきはじめている。そして福祉改革元年とも呼ばれる 平成2年6月の福祉8法の改正は,高齢者保健福祉, 心身障害者福祉の中心を家庭・家族,地域においた 新しい福祉の実践を具体化することになった。

児童家庭福祉の施策,とりわけきめ細かな対応を必要とする子育て家庭支援活動は,従来の国の制度・施策の充実の必要性とともに,地方および民間団体による柔軟で創意ある活動,独自の自主的な活動の必要性が高まるなかで,その実践が可能な時期が一層熟しはじめているといえる。すでに積極的な地方自治体や社会福祉法人がモデル的にすすめてきているが,こうした先駆的な事業をさらに広く展開させるには,地域福祉の核となる市区町村社会福祉協議会,各種児童福祉施設,児童委員の果たす役割は大きく,また期待も強いものがある。

# . 子育て家庭支援の基本的考え方

#### 1.家庭・家族の変化と養育機能の低下

家庭は、児童にとってもっとも基本となる生活の拠点であり、成長の場である。地域社会も同じく児童の成長にとって重要な場であり、家庭の延長線上に位置する。近年、その家庭、地域のいずれもが本来もっていた養育機能や教育機能の低下を招き、児童の成長過程に大きな影響を与えている。

その背景には、核家族化の傾向にともない育児の 伝承の機会が失われることなどから親としての準備 の不十分なまま親となり、養育能力をもたない状況 下での子育て現象や、就労と出産、育児の両立の困 難さなどから、親自体が身体的にも経済的にも、あ るいは情緒的に不安定な状態におかれている現象が 見受けられる。さらに親の意識の変化、就労事情や 就労形態の多様化によって養育軽視や養育放棄の現 象も見受けられるようになってきている。

子育ては基本的には親や保護者たちの責任であることはいうまでもない。しかし現実には親の都合や就労その他の事情でその役割が十分果たすことができなかったり、子どもに過度な期待や関心といった、誤った情報等に惑わされるなど子どもに対する基本的な理解を欠く親たちが増えてきている。家族間のコミニュケーションの希薄化とともに、地域社会のなかで孤立化もすすみ、問題を難しくしている。

したがってその支援策は、親や家族、保護者たちだけでは対応できない状況に対して支援の手を差しのべるものであって、そのなかで真に必要な親子関係、家族関係を確立していくことである。それは単に親の責任を代替するものでなく、地域のなかでこれを支える活動を展開することであって、本来の地域の機能を回復させると同時に、現在の新しいニーズに対応しうる可能な施策を創り出していくことである。

#### 2. 専門的援助体制の整備・強化

子育てをめぐる今日の家庭・家族事情はきわめて複雑であり、問題も多岐にわたっている。したがって、その援助対策も専門的でなければならず、また制度・政策的配慮も必要である。地域にいつでも相談できる機関や援助できる施設、協力者などが存在する必要がある。これらは公的施策として用意されるべきであり、支援サービス体制の整備が急がれねばならない。市区町村に適切な窓口を整備するとといこ、児童相談所や福祉事務所、保健所、母子健康センター、保育所その他関係施設に専門的人材の配置をするほか、地域の協力者、企業や各種事業団体等の支援協力も必要となろう。社会福祉協議会はそのための環境づくりに努めるべきである。

子育て家庭支援対策は,単に子どもの問題への対応のみを求めるものでなく,働く親たちへの生活支援活動でもある。親や家族への支えと適切なアドバイスがいまとくに必要とされているのである。

# 3. 地域支援ネットワークの必要性

子育て家庭支援活動のむずかしさは、プライバシーにかかわることである。家庭はもっとも私的な基本的集団であり、問題も家庭のなかに埋もれてしまうきらいがある。そのため問題の発見・早期対応ができず、問題解決に迫られてからの関係機関、施設との連携であって、日常的な交流に欠けていることが指摘されている。子育て家庭支援活動は、まずその家庭のプライバシーを守りつつ地域との結びつき、関係機関や組織・団体その他との連携による支援システムの構築に努めなければならない。親自身が自らの問題として意識するように、地域を媒体としてネットワークを図っていくよう留意する必要があろう。そのネットワーク化は、地域住民の日常生

活を支え合うなにげない援助行為の発現があっては じめて推進させることができる。家庭のみでは児童 の養育が困難となっている現状では,学校,家庭お よび地域の協働関係を保持しながら組織的に推進し ていくことが必要とされる。

## 4.ネットワーク活動の推進

ネットワークは関係機関,施設,住民間の日常的な相互の連携と情報の交換からはじめられる。そのためにはこれを推進するキーパーソンの存在が重要である。社会福祉協議会を中心にその基盤をつくり,児童福祉の専門機関,施設その他と協力して身近な活動,子育て座談会や児童の健全育成のためのイベント,世代間交流活動,環境点検など日常的・継続的な活動を展開していく必要がある。

児童や家庭のニーズも年々変化するわけで,それに柔軟に対応できるよう計画性をもって参加を呼びかけること,さらに目的をはっきりさせた活動内容を明示すること,各地域に設置されているボランティア・センターとの日常的協力関係を保持しておくこと,また児童の生活にかかわる他領域の人々の参加を得るための情報の収集,提供の仕方など,日常生活レベルの情報を絶えずわかりやすく提供する手だてを工夫することも必要である。地域全体を視野に入れた活動推進拠点を確立するうえで社会福祉協議会のイニシアティブが期待されるところである。

# . 子育て家庭支援活動の具体化

# 1.児童福祉施設の現状と課題

(1) 児童福祉施設の現状と地域社会とのかかわり 児童福祉施設のもっとも重要な役割は,「児童 福祉法」に定められた趣旨と目的に沿って,入 所措置された児童・母子に対してケアを行うこ とである。この段階では,地域社会とのかかわ りというよりも対象の児童とその家族とのかか わりに限定され,とくに児童相談所,福祉事務 所との連携が中心となる。この段階は法制上の 「措置業務」と言える。

しかし今施設に求められているのは,これまでの限定された施設への措置的業務から地域のニーズに応じた,柔軟な,また即応的な支援サー

ビスができる施設である。要するに現行の措置 基準に該当しなくとも,その家庭や児童が同じ ような状況にある場合,施設利用ができるよう にすることである。これらはすでに国および地 方自治体の努力で一部すすめられ,拡大しつつ ある。緊急の,あるいは一時的な,また限られ た時間の保育,養護サービス等がその典型であ ろう。これを「施策的」「弾力的」業務と呼ぶこ とができよう。

第三の段階としての施設と地域のかかわりは,子どもの健全育成,子育て家庭への側面からの支援である。日常の生活を通じて子育てに不安や悩みを感じている家族,親への相談援助サービス,家族問題・子育て問題の発生を予防するサービス,さらには親や将来親となる人々への教育,助言的サービス等々がそれである。

これらのサービスは,施設の設備,機能,専門性を活かした自主的,開拓的な支援サービスであり,従来一部で行なわれてきた施設の地域開放事業もその一つといえる。これを「自主的」「開拓的」支援サービス業務と呼ぶことができよう。

この機能をさらに拡大発展させるには,施設機能・設備の充実,必要な専門的人材の確保と多様なプログラム,メニューが用意される必要がある。民間法人の自主的・開拓的努力とそれに応じた新たな施策の積極的な推進が強く望まれる。内容によっては国や地方自治体等による制度上,財政上の援助が必要なものもあり,その対応が期待される。

#### (2)児童福祉施設に期待される支援活動

児童福祉施設は子育て家庭支援活動の重要な 拠点となることが期待されている。とくに保育 所は現在全国に約2万3千を数え,数的にも地 域的にも大きな存在となっている。保育所が地 域での総合的な子育て家庭支援活動の拠点とな ることは,これからの福祉推進に欠かすことの できない課題である。これに比して養護施設, 乳児院,母子寮等の数は少ないが,それぞれの もつ機能,役割は保育所と同様大きなものがあ り,地域のなかで,また入所ケアという特性を 生かした子育て家庭支援活動の拠点としてその 役割をもつことが期待されている。 施設の地域社会におけるこれらの活動は,ディケアを基本とする保育所や児童館とナイトケアを含む養護施設,乳児院,母子寮等とではその特徴がおのずから異なるので,それぞれのもつ特性を発揮したサービスや対応をするとともに,相互の連携にも努める必要があろう。

すでに実施されている施策も含めて,これからの施設のとりくむべき課題として次のようなことが挙げられる。

ア.保育所(地域保育センター的機能)

特別保育事業として制度化されている延長保育,夜間保育,乳児保育,障害児保育の拡充,

一時的保育,緊急保育等のサービス事業の拡大 児童館等との連携による学童保育事業の推進 家庭保育支援のためのホームヘルプ活動,保 育ママ等との連携

保健所,医療機関等との連携による保健・医療相談,講座の開設

育児の専門化,児童相談所等との連携による 相談,講座等の開設

保護者グループへの支援,知識,技術,情報 等の提供

親子が集まれる場の提供,各種行事による施設の開放

子育て支援人材バンクの開拓,ボランティア の参加協力の促進

地域の他施設との訪問交流,連携活動の推進 等

イ. 養護施設(地域養護センター的機能) - 保育所 と共通する事項を含む -

一時的・緊急的入所養護の拡大

父子・母子等の夜間留守家庭児童の受け入れ, 給食,入浴,学習援助等

不登校児等の相談支援および治療的ケアの実 施

家族ぐるみ入所ケア・治療等(ファミリー・ ケースワーク)

児童相談所,学校その他とのネットワークに よる相談活動の実施

児童の進路指導,グループ・ホームの開設, 里親支援等

健全育成活動の推進(子ども会,遊び場,遊びの指導等)

地域ボランティア,学生グループとの連携, 参加協力

ウ.乳児院(地域赤ちゃんセンター的機能)-保育 所と共通する事項を含む-

保健所,医師等との協力による乳幼児の健康 管理,育児相談活動の推進

緊急入所,一時預かり等への対応 子育て教室,育児講座等の開催 青少年の育児体験学習の実施等

工、母子寮(地域ひとり親家庭センター的機能) - 保育所と共通する事項を含む -

緊急一時保護受け入れ機能の拡大

要援護母子へのケア・サービス,生活指導機 能の強化

相談援助サービスの充実と就労・自立促進対 策の推進

ひとり親家庭相談および訪問サービスの実施 ひとり親家庭自助グループへの支援 ひとり親家庭の憩いの場の提供等

オ.児童館(地域児童総合センター機能) - 上記施設と共通する事項を含む -

児童・家庭相談機能の充実

児童・家庭支援のための資源,情報の収集・ 提供

親子学級,親子参加による行事,イベントの 実施

幼児,学童保育等の実施および場の提供 子ども会,地域児童健全育成活動の組織化 地域児童の遊び場確保,活用資源の開発 住民参加事業,活動の推進(懇談会,セミナー の開催など)

その他地域への啓発活動等

# (3)事業展開のための条件整備

今後の事業展開の方向としては措置制度の充 実とともに多様な援助サービス活動を推進する ことである。とくに「施策的」事業,「自主的」

「開拓的」事業の拡大は地域の実情に合った <福祉サポート・システム > の根幹をなすもの である。したがって、そのための施設の整備が 必要となる。

その方策として,およそ次のような点を挙げることができる。

施設の整備・充実

施設が具体的にこの事業を展開するためには、地域の人々が利用できる設備、「ふれあいスペース」の確保が必要である。一般に児童福祉施設の老朽化がすすんでおり、また共通利用のスペースも整っていない。場の確保とこれに付随するハード面、ソフト面を整備するための財政支援を求めたい。また施設間の連携に加え、施設の統合化も今後の課題とされよう。

### 人材の確保・養成

これらの活動を展開する施設にはその核となるスタッフが必要である。施設職員の充実,資質向上はもとより,家庭支援のためのコーディネーター,スーパーバイザーの配置が必要である。

#### 公的助成による運営財源の確保

これら事業を効果的にすすめるためには運営 財源が必要である。国および地方自治体の公的 助成を望むとともに,各種民間財源の確保,ま た利用者による一部負担なども考慮されてよ い。

「子育て家庭支援計画」(ファミリーヘルプ・ プラン)の策定協力

施設は児童委員,福祉,教育,保健・医療関係者,行政等の参加による社会福祉協議会の「子育て家庭支援計画」(ファミリーヘルプ・プラン)策定に参加協力し,地域でのサポート・システムを具体化する必要がある。

# 地域関係者との交流活動の促進

施設関係者はそれぞれの市区町村社会福祉協議会の構成メンバーとして必要な役割を果たすほか,施設間交流の促進,地域交流活動セミナー,福祉専門講座等の開催,地域の保育ママ,ベビーシッター等とのネットワーク化を図る必要がある。

「モデル事業」「モデル地区」の設定と行政の 支援

子育て家庭支援事業は地域の実情によりそのとりくみ方法はそれぞれ異なる。こうしたことから、公私いずれの施設を問わず先進的、開拓的な事業を推進するための「モデル事業」「モデル地区」を設定するとともに、国および地方自治体の積極的な財政支援を求める必要があろう。

# 2. 児童委員の現状と課題

(1)児童委員の現状と地域社会における役割

児童委員は、児童福祉法第12条に規定されているように、地域を舞台とし、すべての児童とその家庭を対象に健全な育成環境を整備するはたらきが求められている。その役割として、社会調査、相談、情報提供、連絡通報、調整、支援体制づくり、意見具申の7つ(昭和62年の「民生委員制度創設70周年を期しての活動強化方策」)が明確にされ、個別援助活動とともに児童相談所等公的機関、施設との協力を含めた日常的な地域ぐるみの組織的・継続的活動をすすめることが期待されている。

児童委員は現在全国で約18万4千人を数える 大きなパワーである。昭和59年から「心豊かな 子どもを育てる運動」を展開し、各地で遊び場 の確保、関係者との連絡協議会の開催、登校拒 否児の個別援助や学校との連携、乳幼児健診の 機会を通じての子育て活動の推進、ひとり親家 庭等への支援活動等のとりくみがなされてき た。しかし現状では地域のさまざまな実情から その活動は一様でなく、また児童委員に対する 地域住民の理解不足、協力体制の遅れからまだ 十分な活動になっていない。

今後は社会福祉協議会をはじめその他公的機関,施設,教育,保健・医療関係者との連携を図り,児童委員としての役割が十分発揮できるようにすべきであろう。

# (2)児童委員の役割と課題

児童委員の当面の役割は次の5つに集約できる。いずれも地域にあって児童家庭福祉問題に対するアンテナの役割,モニターの役割をもつもので,必要に応じ適切な支援や助言活動をすすめることと,そのための協力活動を推進する役割をもっている。その主な活動は次の通りである。

日常的な生活場面における問題の発見とその問題への対応に先鞭をつける。

地域内に潜在している利用資源の掘り出しと その活用を図る。

関係機関,施設(福祉,教育,保健・医療等) の分野との連携プレイの可能な条件あるいは糸 口をつける。 緊急,危機時の問題に即応するための相談と 適切な機関への橋渡しをする。

児童家庭福祉問題に対する地域住民の意識を 高め,地域活動への参加,協力体制づくりをする。

# (3)施設機能の拡大と児童委員との連携

子育て家庭支援のネットワークのなかで児童 委員と児童福祉施設との結びつきは極めて重要 である。とくに保育所との連携は,子育てに悩 む若年父母や親子関係の調整などいろいろな分 野で大きな役割を果たすことになる。またその 他の児童福祉施設との連携は,入所児童と親や 家族との関係調整や問題解決にあたっての協力 関係に役立つものである。問題の早期発見から 援助・解決までのプロセス,あるいは問題の発 生予防,支援体制,まちづくりへの協力におい て施設と児童委員との連携は不可欠である。児 童委員は,施設の行なう先駆的・開拓的事業に 積極的に協力するとともに,地域のニーズに対 応する必要な事業ができるよう,施設機能の拡 大に向けての関係方面へのはたらきかけ等「意 見具申」の機能を発揮すべであろう。

#### (4)子育て家庭支援活動の推進のあり方

児童委員の地域での子育て家庭支援活動は第一は,児童および児童をとりまく家庭環境,親の意識や生活状況などの実態を十分把握することであり,第二は「児童の権利に関する条約」の主旨に即して児童を権利の「主体」としてとらえ,児童の側に立ってその成長発達を支援する活動を展開することである。

このため児童からの情報を把握する方法を工夫する必要がある。例えば子ども会議や子ども通信システム等をつくったり,児童と年齢的に近い年長者で相談相手の役割を果たすピア・カウンセラーの設置をはたらきかけたり,若い親世代への情報の収集提供,例えば保育所,学校等と協力して親子懇談会や保健所,関係機関との協力で育児教室を開催し,子どもや観たちの<年のニーズ>を絶えず把握しておく。

第三には,こうした支援活動に計画的にとりくむため,当面の課題から5年,10年後の課題を整理したり,活動展開領域として,小域(近隣関係,児童委員の担当区域),中域(小・中学

校区単位),広域(市区町村単位)とそれぞれの 領域ごとの活動を展開することである。

これらの活動を具体化するものとして次のようなことが考えられる。

地域における環境点検活動の推進

- a.遊び場,危険箇所など児童をとりまく地域の 総合的な環境点検活動の実施
- b. 利用可能な人的・物的資源,活動組織・団体の把握,施設等の機能の活用
- c.児童自身の参加による調査・点検活動の実施 等

調査, 啓発活動の強化

- a. 児童からの情報把握の機会づくり。例えば「子 ども会議」の開催,「子どもポスト」(意見箱, 提案箱)の設置など。
- b. 児童のボランティア活動参加の促進
- c. 小・中・高校生の地域活動への参加促進
- d. 学校関係者, PTA, 親の会等の関係組織へのはたらきかけ
- e. 児童相談 (子育て相談)等の専門相談窓口と の連携強化
- (5)住民の参加・協力による活動の具体化

活動の推進には地域性を考慮しなければならない。とくに子どもの生活,行動範囲が小地域に属し,住民も身近な近隣社会のなかでこそ活動への参加が可能となる。したがって,まず小地域での支援協力活動から具体化する必要がある。しかし同時に,小地域だけでの活動には限界もあり,また総合的・計画的な活動の推進には一定の地域を考慮した活動が必要である。児童委員の活動領域として次のようなことが考えられる。それぞれの段階,領域に合った実践プログラムが必要となろう。

小域活動(児童の日常生活圏)

- ・遊び場点検 ・危険から見守り ・放課後から をでしまでのケア活動等 中域活動(小・中学校区)
- ・育児教室,子育て相談活動の実施 ・公共施設の開放による遊び場づくり
- ・児童文化活動の活性化・異世代同体験プログラムの実施等

広域活動(市区町村)

・「心豊かな子どもを育てる」運動の展開・福

#### 祉教育の推進

・地域の児童福祉 ・教育を考える連絡会議の 開催 ・ボランティアの育成等

# (6)児童委員の資質向上と組織活動の強化

児童委員の資質向上

児童委員が期待される役割を存分発揮するうえで必要なことは,日常的な情報の収集,問題の把握,分析のための能力の蓄積である。また問題解決にあたってのチームによる実践力である。児童委員の相互の連携,共同学習・研讃こそ大きな力であり地域を動かす原動力である。

地域福祉は住民参加を含む福祉関係者の総合的なネットワーク化とキーパーソンとなる人々のチームワーク化が不可欠である。児童委員個々の役割を重視するとともに,チームによる組織的な実践活動があってはじめて効果をもたらす。その意味で市区町村または都道府県単位の児童委員の研修活動の開催ならびに児童福祉関係者との合同研修会等を積極的に推進する必要がある。

#### 児童委員活動の組織化

各市区町村の児童委員協議会のなかに「子育 て家庭支援委員会」等を設置し、とくに児童問 題を担当する専門委員(総務)を配置する必要 がある。児童委員協議会は福祉、教育、保健・ 医療関係者の参加をえて社会福祉協議会を中心 とする組織的な問題へのとりくみを期待するも のである。

# . 社会福祉協議会の役割と課題

### 1. 市区町村社会福祉協議会の役割

社会福祉関係8法の改正により市区町村社会福祉協議会の事業として 調査, 総合的企画, 連絡, 調整,助成, 普及,宣伝のほか,「社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業」および「社会福祉を目的とする事業を企画し,実施するよう努める」ことが明記された。これは住民生活に身近な市区町村を中心とする地域福祉の総合的・計画的・一元的な推進が求められるなかで,民間地域福祉活動の中核としての社会福祉協議会の役割に大きな期待がかけられたことを意味する。児童家庭福祉対策もこのなかに包含されていることはい

うまでもない。

社会福祉協議会のとりくむべき児童家庭福祉対策については、平成元年12月、全社協・地域児童家庭福祉活動研究会がまとめた「地域における児童家庭福祉活動 - 社会福祉協議会の役割と課題 - 」の報告書にも明らかにされ、とくに 子どもの育つ環境の整備、 家庭・地域における児童養育機能の支援、

民間地域活動の推進 , 推進体制・支援システムの整備を当面の事業課題とし , 次の10項目の提言をしている。

児童家庭福祉問題の把握 児童家庭福祉推進計画の立案 関連機関・団体との連携強化 児童福祉施設との連携強化

相談窓口の充実,並びに問題解決のための支援チーム等の組織化

あそびのための環境整備と活動推進 子どもを主体とする地域活動の促進 福祉教育,ボランティア活動の推進 健全育成活動に関する文化・スポーツ活動の 促進

児童福祉週間運動の活性化

このうちとくに から までは < 子育て家庭支援 のためのサポート・システム > を構築するうえで早 急にとりくまれるべき課題であり,社会福祉協議会 の担うべき課題としてその整備を急ぐ必要がある。

# 2. 「児童家庭福祉委員会」の設置

子育て家庭支援対策の推進は総合的・計画的にとりくまなければ効果がない。とくに地域の広範な人々の参加,協力が不可欠であり,関係者をはじめ各機関,団体,組織の連携と協力がなければならない。そのためにはまず各市区町村の社会福祉協議会に児童委員組織,保育所等児童福祉施設を中核とした広範な関係者を集めて常設の「児童家庭福祉委員会」(仮称)またはこれに準じた機関を設置すること。このなかで総合的な対策として次のような問題にとりくむことが必要である。

「子育て家庭支援計画」(ファミリーヘルプ・ プラン)の策定

児童委員,施設等関係者の参加による専門部 会,推進委員会等の設置

問題把握のための調査,点検,推進プログラ

## ムの作成

関係機関,組織との連絡調整および組織化 地域の人的・物的資源の開発,活用 行政機関等への政策提言機能の充実

# 3. 地域に密着した活動拠点の確保

子育て家庭支援はそれぞれの地域の特性にあった活動によってはじめて機能する。近隣社会のなかで利用・活用できる場の確保とともに,各種の福祉サービス制度や資源がいろいろ用意される必要がある。身近に相談や利用できる施設,場があることがもっとも望ましいが,現状のなかでは児童委員や保育所がその役割を果たせるよう「児童家庭福祉委員会」等で十分検討されるべきであろう。

このほか児童館,養護施設,母子寮,乳児院,母子福祉センター等各種の福祉施設の有効利用も考えられる。すでに施設機能の地域開放事業などもすすめられており,活動拠点としての役割を果たしている。

市区町村段階における社会福祉会館,地域福祉センター等を設置する動きも活発化しており,また老人関係施設やセンター等の活用も動きはじめている。地域に存在する人的・物的資源の活用は,市民参加,ボランティアの開発にも役立つ。必要に応じこうしたセンターの設置等を行政に要望することも考慮されるべきであろう。

# 4. 関係機関,団体,組織の参加協力と連携

地域福祉対策は住民の生活全般にかかわる問題であり、その活動領域はきわめて多岐にわたる。とくに子育てに悩む親や家庭への支援策は多様でその解決方策も一様ではない。それだけに各種関係機関や組織、団体との連携、ネットワーク化は不可欠である。「児童家庭福祉委員会」等への参加はもとより、必要に応じた連携、協力へのはたらきかけは常時行なわれるべきである。それは単に情報の交換にとどまらず環境改善対策から問題の早期発見、解決まで協力しあえる連携となる必要がある。しかしその協力関係は、それぞれのもつ専門的機能や役割を十分考慮したうえでの協力関係でなければならない。ネットワークに期待されるものは、情報提供・交換から計画参加、活動協力、人・物の提供などそれぞれの力量、機能、役割に対する理解の度合いを考慮

し,どのような協力活動がなしうるかを相互に協議 しておく必要があろう。

行政機関やその他の公的機関,組織は政策面で, 学識者等地域のオピニオン・リーダー等には研究・ 企画面で,各種実践団体,当事者団体やボランティ アなどの地域協力者には活動実践面で協力できるよ う配慮する必要がある。この他,教育機関や医療機 関,地元商工会,農協等の事業団体,職域組合等へ の協力を求め,場の提供やプログラム参加を呼びか けることも考慮されてよい。

社会福祉協議会は関係機関・団体・組織のリスト, 人的・物的資源リストを備え,相互に協力しあえる ようにしておく必要がある。

#### 5. 市区町村社会福祉協議会の体制整備

推進母体としての市区町村社会福祉協議会の体制整備が必要であり,子育て家庭支援活動を推進するための専門のコーディネーターを各社会福祉協議会に配置することを強く望みたい。

#### . 行政機関等への要望

# 1.「児童の権利に関する条約」の批準の促進

国連総会において全会一致で採択された「児童の権利に関する条約」は、本年3月13日現在、日本を含め130か国が署名し、75か国が批准を終えている。本「条約」は批准によって法的効力をもつため、関係国内法の再検討と調整が必要であり、各国とくに法的に整備された国、いわゆる福祉先進国と呼ばれる国々ほどその調整に時間がかかっているようである。日本の場合もまだ批准の段階に至っていない。

「条約」の批准は,新たな児童理念の確立であり, 21世紀を展望したわが国の児童家庭福祉推進の要と もなるものである。批准の早期実現を強く要望した い。

# 2. 関係行政機関への要望

福祉サービスにかかわる関係行政業務の市町村への権限委譲,団体事務化により地方自治体の役割が一層重視されてきている。地域福祉推進の第一歩として大いに期待されるところであるが,児童家庭福祉対策については総合的な施策がまだ明確化されず,そのとりくみが十分とはいえない。とくに財政

基盤の弱い地方自治体では、抜本的な施策の実施が 困離という事情もある。しかし、今日の子育て家庭 支援対策は緊急を要する課題であり、国・地方自治 体の一致した総合的な施策の立案と、これを推進す るための積極的な施策を実現すべきである。同時に、 各種の民間活動への支援策を強く望むものである。 当面次のことを要望したい。

国および各都道府県・指定郡市は中・長期に わたる「児童家庭福祉計画」の策定と,そのための具体的な推進策,財政策を講ずること。

児童相談所機能の強化,福祉事務所「家庭児 童相談室」の充実,各市区町村に専門の対策室, 相談室を設置し,相談員等を計画的に配置する こと。

保育所等地域における児童福祉関係施設の整備拡充および子育て家庭支援のための専門職員 を配置すること。

児童家庭福祉問題を担当する児童委員総務を 各市区町村に1名配置すること,および児童委 員総務の特別研修(「児童委員大学」等)の実施 について必要な助成を行なうこと。

市区町村社会福祉協議会に子育て家庭支援専門のコーディネーターを配置すること。

都道府県・指定都市単位の関係者を集めての「地域児童家庭福祉推進会議」,セミナー等を計画的に実施すること。

# 3. その他関連施策の拡充と関係機関・企業等への 要望

少子化,核家族化の進行,働く婦人の増加にとも なう家庭支援策として,児童手当制度の改善や育児 休業制度の法制化がすすめられている。

これらは単に行政機関への要望にとどまるものではなく,公私関係者の協力なくして実現しない。福祉関係者はもとより,教育,保健・医療,司法,マスコミ,産業・経済,労働など各分野の人々との連

携,協力が必要である。とくに産業界,経済界,労働界への働きかけが重要といえる。働く母親,共働き家庭の増加に対応した育児のための父母の育児休業制度や週休2日制の徹底,労働時間の短縮,フレックスタイム制の導入,子育で中の父母の単身赴任への配慮など,家族がともに過ごせる機会を確保するための努力が必要となろう。

企業自体の子育て家庭支援のための貢献策として 企業内,事業所内保育の実施,親子・家族への支援, 地域活動への人的・物的支援を強く求めたい。また, とくに女性が多く働く福祉関係従事者に対する子育 て支援対策の充実を強く要望したい。

なお,児童家庭福祉問題に対する世論喚起,世論 形成のための広報,啓発活動もあわせて積極的にす すめられたい。

# おわりに

<子育て家庭支援サポート・システム>の構築は, 21世紀を展望した新たな"福祉のまちづくり"事業 の一つであり,市区町村を中心とする家庭や地域社 会の再構築・活性化をめざす活動である。

福祉はいま「高齢者保健福祉推進10か年戦略」 (ゴールドプラン),国連「障害者の10年」の長期行動計画を中心にして本格的な運動がすすめられている。子育て家庭支援対策もまた21世紀の日本の最重要課題の一つとして位置づけ,中央・地方,公私関係者の総力をあげて中・長期的展望にたった,例えば「健やか子育で10か年戦略」(仮称)といった行動計画としてとりくまれる必要があろう。

福祉関係者はもとより,親や家族,地域住民のひろい層の参加による地域に根ざした活動の展開に期待するとともに,そのための関係機関,組織,団体の協力と行政機関のひろい分野にわたる制度的,財政的施策の充実を強く望むものである。